

岩手県

県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課
上席林業普及指導員 後 藤 幸 広

岩手県平泉町における森林経営管理制度の取組と普及活動を通じた伴走支援について

1 テーマの趣旨・目的

森林経営管理制度の運用が開始され、令和6年度で6年目を迎える。

市町村が森林経営管理制度を円滑に進めるためには、県が市町村に寄り添い、制度運用で生じる問題や地域課題を解決することが必要不可欠である。

今回は、管内市町である平泉町が取り組んだ意向調査や、意向調査後の間伐実施などの取組成果と、それらの取組に係る当センターの支援内容について報告する。

2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

(1) 現状

制度運用が開始されたころの県内市町村の多くは、新たな業務への責任や業務量増加に不安や迷いを抱える一方で、手入れが行き届かない森林の解消に悩んでいた。

一関管内の市町（平泉町及び一関市）においても、マンパワーや時間が不足、制度運用への不安などの課題により、運用開始1年後の令和2年4月時点で制度運用がほぼ未着手であった。

(2) 取組内容

① 制度運用の開始に向けた働きかけ

このような状況を受け、まずは市町の制度運用への悩みや迷い、不安を解消することが第一歩と考え、令和2年4月から5月に掛け、市町の幹部職員との意見交換や、制度担当者への制度説明などにより、令和2年度内の運用開始に向けた合意形成を図った。

その後、制度担当者がスムーズに運用開始できるよう、必要な業務をステップごとに整理し、ポイントやその手法を具体的に解説した「市町

事務の手引き」（概要版・全11ページ）を当センターが独自に作成・配布した。

② 制度運用開始後の業務支援

令和2年度から4年度は、他市町村の先行事例の共有、制度運用上の課題の確認及び解決を主目的とした一関地区対策会議（写真1）を定期的に開催するなど、市町村支援を専門に担当する県の森林管理システム構築推進員とともに、運用開始後のフォローアップを行った。

令和5年度からは、これまでの集合形式を主体とした業務支援から、それぞれの取組の進捗に応じ、その取組を進める上で生じる地域課題をピンポイントで解決する個別形式による業務支援（写真2）に切り替え、制度運用が円滑かつ加速していけるよう支援を行っている。



（写真1）一関地区対策会議の様子



（写真2）巡回による業務支援の様子

(3) 成果

① 制度運用に着手

これらの業務支援などにより、平泉町及び一関市ともに、令和2年度に意向調査の準備作業（調査対象地の抽出）に着手し、さらに同年には、一部地域を対象にモデル的な意向調査を実施（自力）するなど、当センターの当初目標であった令和2年度内の運用着手が実現された。

以下、平泉町の取組成果等を紹介する。

② 平泉町の取組成果と支援内容

ア 実施方針の策定・公表

平泉町では、令和2年度にモデル的に実施した意向調査の回答傾向の分析結果を踏まえ、今後の制度運用の進め方等の検討を経て、令和3年4月1日付けで平泉町森林経営管理制度実施方針を策定・公表した。

実施方針で定めた森林整備に関する基本的な考え方では、「森林所有者による適切な管理を促しつつ、これが困難な森林については、森林経営管理制度に基づいた整備を行っていく」としており、原則、平泉町が自ら森林整備を進めることを明確に示した。

これを決定するにあたっては、意向調査対象地の森林の生育状況や、路網の配置状況等を航空写真や森林組合情報から事前に把握し、対象地は切捨間伐中心の森林が多く、また、路網整備が不十分であることなどから、そのほとんどが林業経営に適さない森林と判断したことが背景にある。

実施方針策定にあたり当センターでは、他県市町村の先行事例の情報共有、実施方針の内容及び構成等の策定支援を行った。

イ 意向調査の実施

令和3年度からは、策定した実施方針に基づき本格的な意向調査に着手し、業務委託と一部自力での実施により、令和4年度までの2年間で町内全域の意向調査が終了した（表1）。

当センターでは、森林資源管理システムを活用した調査対象地の抽出方法や、意向調査に係る調査項目等の検討支援を行った。

（表1）意向調査結果の概要（R6.8月現在）

人 工 林 面 積	795ha
調 査 面 積 ※	560.9ha (469 名・912 筆)
回 答 率	71%
経営管理に関する意向	・他者へ委託希望 51% ・自分で管理 22% ・売却希望 20% ・その他 7%

※調査は筆単位で実施（間伐対象以外の樹種を含む）。

ウ 集積計画の策定・告示

意向調査で「他者へ委託希望」と回答した者を対象に、令和6年8月現在で 104.91ha の集積計画を策定した（表2）。

平泉町では、集積計画策定に先立ち森林現況調査（地上・プロット調査）を業務委託で実施しており、今後も順次、森林現況調査と集積計画の策定を進めていくこととしている。

当センターでは、集積計画の契約内容や、森林現況調査の手法及び調査項目の検討などの支援を行った。

（表2）集積計画の策定状況と契約内容

策 定 面 積 等	104.91ha（12 名、19 筆）
契 約 期 間	約 10 年間
計 画 範 囲 ※1	筆界（地番単位）
契 約 内 容	・森林整備が必要な人工林の間伐を年 1 回以上実施 ・計画地を年 1 回巡視

※1：広葉樹等の間伐対象以外の樹種を含む範囲を設定。

エ 策定した集積計画地の森林整備

令和5年度は森林環境譲与税の一部を活用し、平泉町森林経営管理事業により 6.61ha（森林所有者 8 名、12 筆）の間伐を実施した（写真3）。

当センターでは、間伐の実施判断の基本となる密度管理方法や、間伐の業務委託に向けた積算方法などの支援を行った（写真4）。



(写真3) 間伐後の状況



(写真4) 密度管理に関する説明の様子

- ① 令和10年度までに集積計画策定完了
- ② 令和16年度までに間伐完了

やるべき業務と目標が明確となっているため、今後、担当者が代わっても、迷い・悩み・不安は一切なく取り組んでいけるものとする。

これらを実現する上での当センターの役割は、「課題があれば一緒に解決する」ことである。

今後も、平泉町はもとより、管内市町の制度運用が円滑に進むよう、引き続き普及活動を通じた伴走支援を行っていく。

(4) 課題

平泉町が本制度を円滑かつ着実に進めるためには、地域林政アドバイザー等の専門職員の任用などにより、現在の担当職員1名体制を強化する必要があると考えられるが、森林環境譲与税（R5年度は約350万円、R6年度は約450万円：見込）は、今後、制度運用に係る森林現況調査と平泉町経営管理事業による間伐に全て充当する予定としており、新たな専門職員の任用は財政的にも困難とのことである。

3 今後取組むべき内容

平泉町では今後、限られた人材・時間・財源の中で効率的かつ効果的に業務を進め、策定した実施方針に基づき本制度を着実に進める必要がある。

既に意向調査が町内全域で終了した平泉町では、今後必要となる業務は次の3つであり、運用開始後5年間で、この3つの工程を繰り返すだけのシンプルな流れを構築した。

- ① 集積計画策定に向けた森林現況調査
- ② 集積計画策定
- ③ 間伐実施

なお、平泉町が計画する中・長期目標は以下のとおりである。